

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号） 抄  
 （附則第七十条関係（平成十七年十月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）				別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）			
名称	根拠法	非課税の登記等	備考	名称	根拠法	非課税の登記等	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二 企業年金基金 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）	一 事務所用建物（専ら自己の事務所用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 確定給付企業年金法第九十四条（福祉事業）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（同条の規約に福利及び厚生に関する事業を行	一 事務所用建物（専ら自己の事務所用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 確定給付企業年金法第九十四条（福祉事業）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（同条の規約に福利及び厚生に関する事業を行	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添附があるものに限る。	二 企業年金基金 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）	一 事務所用建物（専ら自己の事務所用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 確定給付企業年金法第九十四条（福祉事業）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（同条の規約に福利及び厚生に関する事業を行	一 事務所用建物（専ら自己の事務所用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 確定給付企業年金法第九十四条（福祉事業）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（同条の規約に福利及び厚生に関する事業を行	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添附があるものに限る。

	二の二 企業年 金連合 会		厚生年金保険 法（昭和二十 九年法律第百 十五号）	一 事務所用建物の所有権の 取得登記又は当該建物の敷 地の用に供する土地の権利 の取得登記 二 厚生年金保険法第百五十 九条第五項（福祉施設）の 施設の用に供する建物の所 有権の取得登記又は当該施 設の用に供する土地の権利 の取得登記	（略）	（略）	一 事務所用建物の所有権の 取得登記又は当該建物の敷 地の用に供する土地の権利 の取得登記 二 厚生年金保険法第百三十 条第四項（福祉施設）の施 設の用に供する建物の所有 権の取得登記又は当該施設 の用に供する土地の権利の	第三欄の第一 号又は第二号 の登記に該当 するものであ ることを証す る財務省令で 定める書類の 添付があるも のに限る。
--	------------------------	--	------------------------------------	--	-----	-----	---	---

	（略）		一 事務所用建物の所有権の 取得登記又は当該建物の敷 地の用に供する土地の権利 の取得登記 二 厚生年金保険法第百三十 条第四項又は第百五十九条 第四項（福祉施設）の施設 の用に供する建物の所有権 の取得登記又は当該施設の	（略）	六 厚生 年金基 金及び 厚生年 金基金 連合会	厚生年金保険 法（昭和二十 九年法律第百 十五号）	第三欄の第一 号又は第二号 の登記に該当 するものであ ることを証す る財務省令で 定める書類の 添付があるも のに限る。
--	-----	--	---	-----	---	------------------------------------	---

(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)	取得登記	(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)	用に供する土地の権利の取得登記	(略)	
(略)		(略)	